

会員通知 第180号
平成21年11月20日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊藤 義郎

上場推進のための他市場経由新規上場手数料に係る
「有価証券上場規程別表取扱い要領」の一部改正について

本所は、別紙のとおり「有価証券上場規程別表取扱い要領」の一部改正を行い、平成21年12月1日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、本年5月に北海道経済の活性化に資することを目的に「北海道資本市場会議」を立上げるなど縷々議論を行っておりますが、取引所自体も活性化策を講じ地域の経済インフラとして更に利用される必要があり、そのための一つの方策として、他市場に上場している北海道の関連企業についても本所への上場を促し、北海道経済のためにご尽力を請うのも方策であるとの意見もありました。

しかしながら、他市場経由で上場する場合の上場手数料は直接上場する場合の2分の1となっているものの、現下の経済情勢や企業業績を踏まえると大きな負担と考えられることから、既に他市場に上場されている北海道に本社を置く企業及び事業所等がある企業（以下「北海道関連企業」という。）の新規上場の手数料を見直すことにより企業負担を軽減し、北海道関連企業の上場促進を図るため、所要の改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

・ 他市場経由の新規上場手数料関係

他の取引所の市場に上場している北海道関連企業が、本所の上場審査基準第2条に基づく申請により上場する場合の新規上場手数料については納入を要しないものとする。

有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1 株 券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a～c (略)</p> <p><u>d 前cにかかわらず、新規上場申請者の上場申請した株券が、既に国内の他の金融商品取引所に3年以上上場している場合で、有価証券上場審査基準第2条に基づく申請をする者が北海道関連企業（北海道に本社又は事業所等を有する企業をいう。）である場合は、別表に定める上場手数料を納入することを要しないものとする。</u></p> <p><u>e (略)</u></p> <p><u>f (略)</u></p> <p><u>g (略)</u></p> <p><u>h (略)</u></p> <p><u>i (略)</u></p> <p><u>j (略)</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年12月1日から施行する。</p>	<p>第1 株 券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a～c (略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>d (略)</u></p> <p><u>e (略)</u></p> <p><u>f (略)</u></p> <p><u>g (略)</u></p> <p><u>h (略)</u></p> <p><u>i (略)</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>